



発行 東京都

目次

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可.....
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....

告 示 (海区漁調)

○東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限.....

○東京海区におけるはご釣り漁業の制限.....

公 告

○特定非営利活動法人の認定.....

.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....

○平成三十年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施.....

.....(東京消防庁).....

○平成三十年度防火管理講習及び防災管理講習の実施.....

.....(同).....

○平成三十年度自衛消防技術試験の実施.....

.....(同).....

告 示

●東京都告示第七十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき立川駅北口西地区市街地再開発組

合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

立川駅北口西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年五月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

立川市曙町二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

立川市曙町一丁目十二番二十二号

五 変更の内容

平成二十三年五月十二日

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年一月三十日

東京漁調指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

平成三十年一月三十日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

告 示 (海区漁調)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

(一) 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三十八・五四秒(測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置)に設置した第一浮魚礁

(二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した第二浮魚礁

(三) 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮魚礁

(四) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置)に設置した第六浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲)

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

(一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点
ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

(二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

(三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

(四) 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

ロ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 平成三十年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。

(操業方法等)

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合いい、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行うものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿すおの使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成三十年二月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいる及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年一月三十日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 六十隻
- 神奈川県 八十隻
- 千葉県 四十隻
- 静岡県 五十二隻
- その他の県 十八隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十一年四月二十八日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本防災士機構

二 代表者の氏名

鈴木 正明

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館

四 認定の有効期間

平成三十年一月五日から平成三十五年一月四日まで

五 備士講習の実施について

平成30年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の10に規定する危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

平成30年1月30日

東京都知事 小 池 百合子

1 危険物取扱者保安講習の実施場所、区分及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場
千代田区外神田四丁目14番4号

区分	実施日
第1 給油取扱所	平成30年5月 7日
	同年 6月 6日
	同年 8月 10日
	同年 9月 25日
第2 製一般取扱所	同年 10月 14日
	同年 12月 3日
	平成31年1月 28日
	同年 3月 20日
第3 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 移送取扱所	平成30年5月 24日
	平成30年6月 14日
	平成31年2月 4日
	同年 2月 28日
第4 地下タンク貯蔵所 タンク貯蔵所 移動貯蔵所	同年 9月 3日
	同年 10月 18日
	同年 12月 10日
	平成31年2月 16日

	同年	3月	15日
		平成30年7月	25日
第5	屋内 簡易 外 販売	貯蔵所	平成30年7月
		貯蔵所	同年 11月
		取投所	平成31年2月
			21日

2 消防設備士講習の実施場所、区分及び実施日
東京消防庁消防技術試験講習場
千代田区外神田四丁目14番4号

区 分	実 施 日				
	年 月 日	年 月 日			
特殊消防 用設備等	甲種特 類	平成30年6月 5日			
		同年 10月 16日			
		平成31年2月 25日			
		平成30年5月 31日			
		同年 7月 12日			
		同年 8月 20日			
		同年 9月 6日			
		同年 10月 2日			
		同年 11月 8日			
		同年 12月 5日			
消火設備	甲種第1類 甲種第2類 甲種第3類 乙種第1類 乙種第2類 乙種第3類	平成31年1月 24日			
		同年 2月 19日			
		同年 3月 10日			
		平成30年5月 10日			
		同年 6月 20日			
		同年 7月 3日	30日		
		同年 8月 9日	26日		
		同年 9月 13日	28日		
		甲種第4類		同年 9月 13日	
				同年 9月 13日	28日

警報設備	乙種第4類	乙種第7類	乙種第5類	乙種第6類
	同年 10月 9日	同年 11月 15日	同年 9月 20日	同年 10月 22日
	同年 10月 25日	同年 11月 27日	同年 9月 30日	同年 10月 22日
	同年 12月 13日	同年 12月 13日	同年 8月 1日	同年 11月 22日
	平成31年1月 10日	平成31年1月 10日	同年 7月 23日	同年 12月 19日
	同年 2月 12日	同年 2月 12日	同年 6月 28日	平成31年1月 21日
	同年 3月 19日	同年 3月 19日	同年 8月 23日	同年 2月 7日
	平成30年5月 20日	同年 5月 20日	同年 9月 20日	同年 3月 4日
	同年 6月 28日	同年 6月 28日	同年 10月 20日	
	同年 7月 23日	同年 7月 23日	同年 11月 22日	
	同年 8月 1日	同年 8月 1日	同年 12月 19日	
	同年 30日	同年 30日		

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

- (1) 受付場所
都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 受付時間
午前9時から午後4時30分まで
- (3) 受付期間
平成30年2月1日（木曜日）から各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を

除く。）（各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）
なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

- (1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）
- 5 その他
受講申請用の書類は、上記の受付場所にて配布する。

平成30年度防火管理講習及び防災管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

平成30年1月30日

東京消防庁

消防総監 村 上 研 一

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理新規講習」という。）、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理再講習」という。）並びに甲種防火管理再講習

2 各講習の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日		講習の実施日		講習の実施日	
平成30年4月	11日 12日	16日 17日	21日 22日	23日 24日	
	24日 25日	25日 26日			
同年5月	7日 8日	8日 9日	9日 10日	14日 15日	
	16日 17日	17日 18日	19日 20日	21日 22日	
	22日 23日	23日 24日	28日 29日	29日 30日	
	30日 31日				
同年6月	4日 5日	6日 7日	7日 8日	9日 10日	
	11日 12日	12日 13日	13日 14日	18日 19日	
	20日 21日	21日 22日	25日 26日	26日 27日	
	27日 28日				
	2日 3日	4日 5日	9日 10日	10日 11日	
同年7月	11日 12日	17日 18日	19日 20日	21日 22日	
	23日 24日	25日 26日	26日 27日	30日 31日	

同年8月	1日 2日	2日 3日	6日 7日	9日 10日	
	20日 21日	21日 22日	22日 23日	23日 24日	
同年9月	25日 26日	27日 28日	30日 31日		
	1日 2日	3日 4日	4日 5日	5日 6日	
	10日 11日	11日 12日	12日 13日	19日 20日	
	25日 26日	26日 27日	27日 28日		
同年10月	1日 2日	3日 4日	9日 10日	10日 11日	
	11日 12日	13日 14日	15日 16日	17日 18日	
	22日 23日	23日 24日	24日 25日	29日 30日	
	30日 31日				
同年11月	1日 2日	5日 6日	6日 7日	7日 8日	
	10日 11日	12日 13日	13日 14日	14日 15日	
	19日 20日	21日 22日	26日 27日	28日 29日	
	3日 4日	5日 6日	10日 11日	11日 12日	
同年12月	12日 13日	17日 18日	18日 19日		
	9日 10日	15日 16日	16日 17日	19日 20日	

平成31年1月	21日 22日	22日 23日	23日 24日	28日 29日	
	29日 30日	30日 31日			
同年2月	4日 5日	5日 6日	6日 7日	12日 13日	
	16日 17日	18日 19日	20日 21日	25日 26日	
	26日 27日	27日 28日			
	4日 5日	5日 6日	6日 7日	7日 8日	
同年3月	9日 10日	11日 12日	12日 13日	13日 14日	
	14日 15日	19日 20日			

なお、上記講習は、それぞれ2日間に行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
平成30年4月	16日
同年7月	4日
同年8月	7日
同年11月	26日
平成31年3月	8日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
平成30年4月	17日

同年	5月	14日
同年	6月	10日
同年	7月	18日
同年	8月	24日
同年	9月	18日
同年	10月	17日
同年	11月	12日
同年	12月	6日
平成31年1月	1月	19日
同年	2月	20日
同年	3月	18日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日		
平成30年4月	12日	
同年	5月	16日
同年	6月	8日
同年	7月	31日
同年	8月	27日
同年	9月	19日
同年	10月	13日
同年	11月	21日
同年	12月	17日
平成31年1月	1月	20日
同年	2月	14日
同年	3月	11日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日		
平成30年4月	26日	
同年	7月	24日
同年	9月	10日
同年	10月	15日
同年	11月	10日
平成31年1月	1月	15日
同年	2月	17日
同年	3月	18日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日				
平成30年4月	14日	16日	25日	
	15日	17日	26日	
同年	7日	9日	12日	21日
	8日	10日	13日	22日
	23日	26日	30日	
同年	24日	27日	31日	
	6日	11日	13日	16日
	7日	12日	14日	17日
同年	23日	25日	27日	
	24日	26日	28日	
同年	9日	21日	30日	
同年	10日	22日	31日	
同年	4日	6日	27日	
同年	5日	7日	28日	
同年	3日	8日	18日	25日
同年	4日	9日	19日	26日

同年	10月	1日	9日	13日	15日
		2日	10日	14日	16日
同年	11月	7日	13日	17日	26日
		8日	14日	18日	27日
同年	12月	5日	8日	10日	12日
		6日	9日	11日	13日
平成31年1月	1月	8日	15日	30日	
		9日	16日	31日	
同年	2月	12日	23日	25日	
		13日	24日	26日	
同年	3月	5日	11日		
		6日	12日		

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日		
平成30年5月	11日	
同年	10月	17日
平成31年2月	2月	8日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日		
平成30年5月	16日	
同年	9月	7日
平成31年2月	2月	6日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
平成30年4月	27日
同年 9月	14日
平成31年3月	1日

オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
平成30年5月	25日
同年 8月	24日
同年 12月	14日

(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター

墨田区横川四丁目6番6号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日		
平成30年4月	26日 27日	
同年 5月	10日 11日	
同年 6月	5日 6日	14日 15日
	28日 29日	
同年 7月	3日 4日	12日 13日
同年 9月	6日 7日	13日 14日
同年 10月	4日 5日	25日 26日

同年 11月	8日	15日
	9日	16日
同年 12月	29日 30日	
	4日 5日	13日 14日
平成31年1月	10日 11日	24日 25日
	7日 8日	14日 15日
同年 2月	18日 19日	

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
平成30年6月	9日
同年 12月	6日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
平成30年6月	25日
同年 10月	30日
平成31年1月	31日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

平成30年2月1日（木曜日）から各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日の日の午後3時まで）
なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請用の書類は、上記の受付場所にて配布する。

平成30年度自衛消防技術試験の実施について
火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。
平成30年1月30日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

1 試験の実施場所及び実施日

(1) 東京消防庁消防技術試験講習場
千代田区外神田四丁目14番4号

試験の実施日		
平成30年4月	14日	27日
同年 5月	11日	25日
同年 6月	1日	15日
同年 7月	6日	13日
同年 8月	8日	29日
同年 9月	7日	14日
同年 10月	6日	19日
同年 11月	9日	16日
同年 12月	7日	14日
平成31年1月	12日	18日
同年 2月	8日	15日
同年 3月	22日	

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター
立川市泉町1156番地の1

試験の実施日		
平成30年4月	11日	24日
同年 5月	15日	29日
同年 6月	5日	19日
同年 7月	3日	24日
同年 8月	21日	
同年 9月	11日	
同年 10月	12日	23日
同年 11月	6日	20日
同年 12月	4日	18日
平成31年1月	22日	29日

同年 2月	5日	19日
同年 3月	19日	

2 受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付期間

平成30年2月1日（木曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

3 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

4 その他

受験申請用の書類は、上記の受付場所で配布する。

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円（郵送料を含む。）印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

